

# 記載例

## 裁判外紛争解決手続(ADR)費用補助

様式第1号(第7条関係)

裁判外紛争解決手続(ADR)費用補助の申請書であることをご確認ください。

### 仙台市養育費に関する裁判外紛争解決手続(ADR)費用補助金交付申請書

(あて先) 仙台市長

こちらの住所に仙台市からの郵便を送ります。

記入日

令和8年4月1日

申請者の住所: **仙台市青葉区上杉1-5-12**

フリガナ **モリノ ミヤコ**  
申請者の氏名: **杜野 都**

電話番号: **022-214-8180**

標記の補助金の交付を受けたいので、仙台市補助金等交付規則第3条第  
紛争解決手続 添付いただく領収書の合計額を 規定により、下記のとおり  
記入してください。

提出書類に不足などがあった外  
場合に連絡します。

		記	
1 補助対象経費	金	<b>15,400</b>	円
2 補助金交付申請額	金	<b>15,400</b>	円

3 児童扶養手当の  
受給状況

受給している  
 受給していない

「1 補助対象経費」が4万4千円以内の場合  
は同じ金額を、4万4千円を超える場合は  
4万4千円と記入してください。

該当する方をチェック  
してください。

※受給していない場合は、「申請者及びその扶養している児童の戸籍の全部事項  
証明書」の添付が必要となります。

4 同意事項

申請に必要な公簿(住民基本台帳、児童扶養手当の受給状況、市  
税納付状況)を仙台市の関係職員が閲覧することに同意します。

※同意しない場合は上記を二重線で消してください。なお、同意されない場合には、  
「児童扶養手当証書の写し」又は「戸籍の全部事項証明書」、「住民票の写し」、  
「市税の滞納がないことの証明書」(「戸籍の全部事項証明書」及び「住民票の写  
し」は概ね3か月以内、「市税の滞納がないことの証明書」は申請日前30日以内に交  
付を受けたものに限り)の添付が必要となります。

5 誓約事項

- ひとり親家庭で養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している母若しくは父又は養育者であり、婚姻の届出をしていない事実上婚姻関係又は同様の事情には該当しません。
- 暴力団等と関係を有していません。
- 虚偽その他不正の手段により本補助金の交付の決定又は交付を受けたことが判明した場合は、交付決定の取消や補助金の返還に及びます。